

# 死亡届を出された方へ（市役所での主な手続き窓口案内）

令和5年8月1日作成

- ・亡くなられた方が四街道市民で、次の表に該当する場合は、それぞれの窓口で手続きを行ってください。
- ・各手続きに必要なもの、詳細などにつきましては、各担当窓口にお問い合わせください。
- ・本書の他に手続きがより詳細に記載された冊子「おくやみハンドブック」を市役所・鷹の台市民サービスコーナーにて配布しています。併せてご活用ください。 【おくやみハンドブックの電子版はこちらです】↑




区分	チェック	対象	手続き	必要なもの	担当窓口
一般		印鑑登録をしていた	印鑑登録証の返却	印鑑登録証	窓口サービス課 ④⑥番窓口 421-6108
		マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた	マイナンバーカード・住民基本台帳カードの返却	マイナンバーカード、住民基本台帳カード	
後期高齢者医療保険		後期高齢者医療保険に加入していた	葬祭費の支給申請	印鑑、喪主の振込口座のわかるもの、喪主名確認書類(会葬礼状、領収書等)	国保年金課 ⑦⑧番窓口 421-6126
			被保険者証、認定証などの返却	被保険者証、認定証など	
			医療費、保険料の納付または還付	相続人代表者の印鑑、通帳	
国民年金		国民年金に加入していた	老齢・障害基礎年金未支給年金、死亡一時金、遺族基礎年金、寡婦年金の請求	担当窓口へお問い合わせください。	国保年金課 ⑦⑧番窓口 388-8400
		※厚生年金に加入していた場合は、幕張年金事務所にお問い合わせください。 幕張年金事務所の電話番号 代表043-212-8621 ねんきんダイヤル0570-05-1165			
国民健康保険		国民健康保険に加入していた	国民健康保険異動届の提出(被保険者証、認定証などの返却)	被保険者証、認定証など、死亡診断書	国保年金課 ⑦⑧番窓口 421-6125
			葬祭費の支給申請	喪主の振込口座のわかるもの、喪主名確認書類(会葬礼状、領収書等)	
			保険税の納付または還付	還付を受ける振込口座のわかるもの	
			被保険者証の修正(世帯主の方が亡くなられた場合)	同じ世帯の方の国民健康保険被保険者証	
介護保険		介護保険被保険者証を持っていた	介護保険被保険者証の返却	介護保険被保険者証	高齢者支援課 ⑨番窓口 388-8300
		介護保険被保険者(65歳以上)だった	保険料の還付	相続人代表者の通帳	
子ども関係		児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費等助成を受けていた	受給者変更などの届出	担当窓口へお問い合わせください。	子育て支援課 ⑩-2番窓口 421-6124
		世帯に高校3年生までの子どもがいる(児童手当・子ども医療費等)			
		保育所へ入所している世帯	教育・保育給付認定変更申請書の提出	市所定の書類	保育課 ⑩-1番窓口 421-2238
		幼稚園へ入園している世帯	施設等利用給付認定変更届の提出	市所定の書類	保育課 ⑩-1番窓口 379-5617
		こどもルームへ入所している世帯	家庭状況変動届の提出	市所定の書類	

<裏面に続きます。>

区分	チェック	対象	手続き	必要なもの	担当窓口
障害福祉関係		身体障害者手帳を持っていた	身体障害者手帳の返却	市所定の書類、手帳	障害者支援課 ①番窓口 421-6122
		療育手帳を持っていた	療育手帳の返却		
		精神障害者保健福祉手帳を持っていた	精神障害者保健福祉手帳の返却	市所定の書類、手帳、印鑑	
		各手当、サービス等を受けていた	資格の喪失・変更の届出	担当窓口へお問い合わせください。	
税関係		固定資産(土地・建物)を所有していた	現所有者の申告及び相続人代表者指定の届出	担当窓口へお問い合わせください。	課税課 ⑭番窓口 421-6116・6117
		住民税(市・県民税)を納付していた	相続人代表者指定(変更)届出書の提出または住民税(市・県民税)の納付		課税課 ⑭番窓口 421-6114
		原付(125cc以下)等を所有していた	名義変更または廃車の手続き		収税課 421-2252
		固定資産税、市県民税、軽自動車税の口座振替を利用していた	振替口座の変更・廃止		
その他		市営霊園使用者が死亡した	一般墓地使用权承継届の提出	担当窓口へお問い合わせください	環境政策課 421-6131
		犬を飼っていた	犬の登録事項変更届書の提出		
		森林法に係る森林の土地を所有していた	森林の土地所有者届出書の提出	担当窓口へお問い合わせください。	産業振興課 421-6133
		市営住宅に入居していた	同居者異動届出書・承継入居承認申請書・退去届の提出	担当窓口へお問い合わせください。	建築課 421-6147
		農地を所有していた	農地法による届出書の提出	担当窓口へお問い合わせください。	農業委員会 421-6155
		水道・下水道を使用していた	使用中止または使用者名義の変更	ヴェオリア・ジェネッツ(株) 四街道営業所 (433)1414へご連絡ください	経營業務課 421-3683
		給水装置の所有者であった	給水装置所有者変更届・給水契約申込書の提出	担当窓口へお問い合わせください。	水道課 421-3333

◎ 各手続き又お問い合わせにつきましては、お手数ですが平日の午前8時30分から午後5時15分までにご利用をお願いします。

### <法務局からのお知らせ>

各種相続関係	<b>金融機関預金手続 保険請求手続 相続税申告 相続登記等</b>  <b>【法定相続情報証明制度】 について→</b>		<b>「法定相続情報証明制度」</b> のご利用が便利です。 ※各種相続手続に必要な戸籍謄本一式の提出の省略が可能となる制度です。(ただし、一部利用できない機関もあります。)	法務局ホームページをご覧になるか最寄りの法務局までお問い合わせください。 また、専門家(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)に依頼することも可能です。	千葉地方法務局 佐倉支局 043-484-1222  千葉地方法務局 成田出張所 0476-23-2313
--------	---	---	--	--	---